

議案「地域医療を守るための財政措置の確立を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成20年9月22日

金沢市議会議長 中西利雄様

提出者

金沢市議会議員

平	田	誠	一
高	村	佳	伸
松	村	理	治
黒	沢	和	規
福	田	太	郎
横	越		徹
田	中	展	郎
新	村	誠	一
苗	代	明	彦
田	中		仁
松	井	純	一
森	尾	嘉	昭

-----  
議会議案第14号

### 地域医療を守るための財政措置の確立を求める意見書

少子高齢化の進展や医療ニーズの多様化など、我が国の医療を取り巻く環境は大きく変化し、医師の不足や偏在、看護師を初めとする医療スタッフ不足は大きな課題となっており、全国において、地域医療サービスをめぐる「医療過疎」や「医療の貧困」とも言える状況に直面している。

政府は医師確保対策など一定の財政措置や「五つの安心プラン」によって地域医療とその担い手に対する支援策を公表しているが、地域医療サービスや医療財政の確保は喫緊の課題となっている。現在、各自治体において公立病院改革プランの策定作業が進められている中、僻地医療・周産期医療・高度先進医療・救急医療などの不採算医療と言われる分野の医療提供について、公立病院の存続と医療サービスの継続提供は地域にとって生命線と言える重要な課題である。

地域医療は、住民の生命・健康に直結する不可欠な基礎的公共サービスであり、国民が安心・信頼して地域医療にアクセスできる医療提供体制を確保することは、自治体の責務である。

よって、国におかれては、良質で安心・信頼できる医療を地域において継続して受けられるために、下記の事項を早急に実現されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 崩壊の危機に直面している地域医療を守るため、適切な医療財源を確保し、公立病院経営の安定を図ること。
- 2 地域医療を担う医師・看護師等の確保と養成のための支援体制を強化し、さらなる予算措置を行うこと。
- 3 公立病院改革プランの策定及び実施に当たっては、医療機能の維持・強化を前提とし、地域医療の後退を招かない予算措置を行うこと。

ここに、本市自治法第20条の規定により意見書を提出する。